

滋賀県公立大学法人の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、業務の見直し等の理由により条例で定めるその保有する重要な財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資等に係るものであるときは、同法第42条の2の規定により処分しなければならないこととされたことから、当該財産を定めるため、滋賀県公立大学法人の重要な財産を定める条例（平成17年滋賀県条例第113号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方独立行政法人法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、または担保に供する場合にあっては、適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）もしくは動産または不動産の信託の受益権とすることとします。
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

滋賀県公立大学法人の重要な財産を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県公立大学法人の重要な財産を定める条例</p> <p>県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）  <u>第 44 条第 1 項</u>の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払          い以外の方法により譲渡し、または担保に供する場合にあっては、適正な見積価格）          が 7,000 万円以上の不動産（土地については、1 件 2 万平方メートル以上のものに限          る。）もしくは動産または不動産の信託の受益権とする。</p>	<p>滋賀県公立大学法人の重要な財産を定める条例</p> <p>県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）  <u>第 6 条第 4 項</u>および<u>第 44 条第 1 項</u>の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な          対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、または担保に供する場合にあって          は、適正な見積価格）が 7,000 万円以上の不動産（土地については、1 件 2 万平方メ          ートル以上のものに限る。）もしくは動産または不動産の信託の受益権とする。</p>